

井戸水等を使って食品の営業をする場合には、 定期的な水質検査が必要です。

1. はじめに

飲食店等の営業許可を申請する際、井戸水などの水道局から供給される水道水以外の水を使って食品の営業をする場合には、**飲用に適する水**を使用し、かつ、定期的な水質検査が必要です。

この水質検査は、原則として水道法に基づく登録を受けた検査機関で実施するよう、指導されています。

(一財)千葉県薬剤師会検査センターは水道法第20条登録検査機関として豊富な実績と経験を有し、飲用井戸の水質検査はもとより、水道事業体等の水質検査を行っております。

2. 水質検査の概要

営業許可申請の水質検査には、新規営業許可申請時と毎年の定期検査があります。

営業許可に関する水質検査項目は、必ず、所轄の保健所にご確認を願います。

一例として、千葉市では新規営業許可申請時は右記の26項目の検査を、営業許可取得後は、**毎年、必須項目(11項目)**の検査が必要となります。

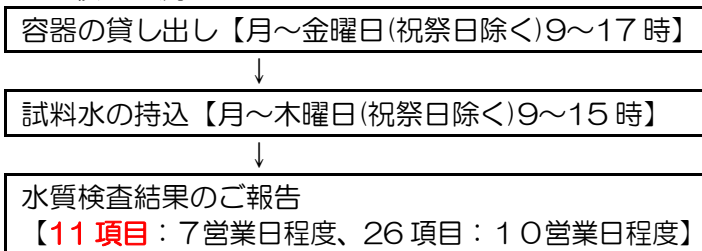
3. 水質検査のお申し込み

当センターでは、水質検査専用の容器を用意しております。必ず、専用容器に検査する水を採り、冷蔵して当センターにお持ちください。

検査の流れは次のとおりです。

なお、検査結果をお急ぎの場合は、検査申込時にご相談ください。

<検査の流れ>



千葉市における営業許可水質検査項目

基準項目 26項目 (新規営業許可申請時)		11項目 (営業許可申請後、更新申請時)	
1	一般細菌	1	一般細菌
2	大腸菌群	2	大腸菌
3	カドミウム	3	亜硝酸態窒素
4	水銀	4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
5	鉛	5	塩素イオン
6	ヒ素	6	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)
7	六価クロム	7	pH値
8	シアン	8	味
9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	臭気
10	フッ素	10	色度
11	有機リン	11	濁度
12	亜鉛		
13	鉄		
14	銅		
15	マンガン		
16	塩素イオン		
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		
18	蒸発残留物		
19	陰イオン界面活性剤		
20	フェノール類		
21	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)		
22	pH値		
23	味		
24	臭気		
25	色度		
26	濁度		

必ず最寄りの保健所に検査項目をご確認くださいませよう願います。

<お問い合わせ先>

一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター

料金に関すること	業務部	TEL:043-242-3833 FAX:043-244-2594
検査に関すること	技術検査部	TEL:043-242-5940 FAX:043-242-3850

< 認定・登録 >

ISO/IEC17025 認定取得機関	ASNI TE0088T
JISQ9001・ISO9001 認証取得機関	JCQA-1365
JNLA 登録試験事業者	070236JP
水道法第20条の4第2項検査機関登録	厚労省登録第16号
簡易専用水道検査機関登録	厚労省登録第22号
食品衛生法に基づく検査機関登録	厚労省発関厚第0122004号
薬事法に基づく試験検査機関登録	厚労省登録第164号
作業環境測定登録機関	千葉労働局12-18号
計量証明事業登録機関(濃度)	千葉県第507号
計量証明事業登録機関(首圧レベル)	千葉県第566号
計量証明事業登録機関(振動加速度レベル)	千葉県第608号
特定計量証明事業登録機関(ダイオキシン類)	千葉県特第003号
建築物飲料水水質検査業登録機関	千葉市29水第4号
水道GLP	JWWA-GLP132

食品営業許可申請時 水質検査ご案内

< 各種検査の問い合わせ >

飲料水・環境検査	Tel:043-242-5940、242-3833
食品薬品検査	Tel:043-205-8225
簡易専用水道	Tel:043-203-1066
製品安全検査	Tel:043-295-2017

< 交通 > (本部・環境検査・簡易専用水道)



〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目12番11号
 JR 千葉駅より千葉都市モノレール「千葉みなと駅」から徒歩7分
 JR 京葉線千葉みなと駅から徒歩7分
(食品薬品部・緑の森研究所)



〒267-0056 千葉市緑区大野台2丁目3番36
 JR 外房線土気駅よりタクシー10分
 お車の場合、千葉外房有料道路大木戸インターチェンジ下車2分



一般財団法人
千葉県薬剤師会検査センター

<http://www.chiba-kensacenter.or.jp/>

Technical News No.1804